



コンテク

2005.4

涙を流す

「冬のソナタ」の主演女優のチェ・ジウは「涙の女王」と呼ばれています。切ない悲しさのため、また逆に震えるほどのうれしさのために、瞳一杯に涙をうかべ、はらはらと流す涙に多くの方が、心奪われました。

先日、私の息子の卒業式に出席した際、答辞を述べたのは女生徒でした。途中まではしっかりと口調で原稿を読み上げていましたが、原稿を二度、三度と見返す

ようになりました。涙が瞳を覆い、原稿が読めなくなったのです。悲しみをこらえながら読み上げるその姿をみて、多くの参加者が涙を流しました。

生理学的に言うと、涙があるから眼球は潤い、ものを見ることができるといいます。人生もまた同様に、涙することで方向が見定まり、人生の長い旅路を歩いていくことができるのだと思います。

「常に悲観を懐きて(いだきて)、心ついに醒悟(せいご)す」(釈迦)

常に深い悲しみを胸の奥に秘め、その悲しみを大切にしながら歩み続けるとき、人はついに悟りに目覚めるといふ意味です(「小さな人生論」 藤尾秀昭著)

涙を流すことは、人生を歩む上で大切なことだとこのことばは教えてくれます。

3月、4月は別れと出会いの季節です。悲しいとき、うれしいときには、こらえることなく涙を流したいものです。

【降旗 達生】

あなたの会社は9000 or 14000?

第1回 動き出す京都議定書

地球温暖化防止条約にロシアが調印し、いよいよ京都議定書が法的拘束力を持つ。依然、米国は素知らぬ顔を決め込んでいるが、ロシアの批准で議決権の過半を上回ることで、本条約は自動的に発効する。傍から眺めていて、わが国の慌てぶりにはあきれてしまう。1997年12月、COP3(気候変動枠組条約第3回締約国会議)は京都で開催された。議長はわが国の環境庁長官が務めたが、会議の最中に「国会があるから」と席を立とうとし、世界中から笑いものにされた。

わが国に課せられた温室効果ガスの削減量は、1990年比で6%減である。政府も、森林の光合成効果や、他

国で実施する政府援助を取引条件とし、躍起になっている。なぜならば、ドイツやスイスを中心とする欧州各国は、京都議定書の削減要求量をクリアしつつある。一方、議長国であるわが国の温室効果ガスは微増を続け、COP3以降一度も「前年比マイナス」となった事実がないからだ。約束した削減量が達成できそうにないので、やっぱり米国とともにそっぽを向くということもできない。削減量を達成できなかった場合、EU諸国から大バッシングを受け、世界から孤立してしまうという最悪のシナリオが見えてくる。

温室効果ガスの削減について、これまで政府は高

くくっていたのが、「国民の自主努力にまかせる」との方針を示してきたが、達成できないことが明白になってきた近年、具体的方策を提案し始めた。第一弾が「環境税や付加価値税」の本格導入であり、あらゆる組織に適用される。ただし、ISO14001を認証取得している組織には全額もしくは一定額の免除が検討されている。次に、グリーン購入(政府や地方公共団体が環境配慮型商品を購入する活動)の枠を広げ、入札条件にこのISO14000sを含めることも総理大臣の専門委員会

で検討されている。有限会社たくみ 代表取締役 山口 工

教育訓練給付金制度でキャリアアップ!

コンテクを読んでいただいている、社員さんの中には『教育訓練給付金制度』を使ってキャリアアップを目指し講座を受講されている方もいるかと思いますが、給付金制度の利用も急増してはいるようですが、イマイチピンとこない方もいらっしゃるかと思います。春は、様々な講座のスタート時期でもありますので、『教育訓練給付金制度』を利用して、キャリアアップを目指してみたい方はいかがでしょうか?

教育訓練給付金制度とは?

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る事を目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給します。

一定の条件って?

本紙では、現在一般被保険者(在職者のみ)の条件を紹介いたします。

厚生労働大臣が指定した教育訓練受講を開始した日において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方。雇用保険料を3年以上支払っている方です。(職場をvari、全事業所と現事業所にて通算して支給要件期間が3年以上ある方も対象となります。(ただし、被保険者資格の空白期間が1年以内に限る))

過去に教育訓練給付を受給したことがある場合、そのときの受講開始日より前の日被保険者であった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな資格が得られない事になります。またこのことから同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行う事はできません。

で、いくら支給されるの?

対象教育訓練を受けて修了した場合、

5年以上 受講料の40%(上限20万円)

3年以上5年未満 受講料の20%(上限10万円)

この制度では給付額が8,000円を超えない場合、給付金の支給はされません。

検定試験料、交通費、パソコン等の器材の費用等は支給の対象となりません。

申請するには?

教育訓練を受講した本人が受講終了後、本人の住所を管轄するハローワークに対して申請します。教育訓練施設(受講したところ)から教育訓練給付金を申請するにあたっての必要書類が発行されますので、紛失しないよう、大切に保管しておきましょう。特に紛失度が高いのが講座料金の領収書です。再発行はしてもらえないので気をつけましょう。

申請期間は受講修了日翌日から起算して1ヶ月以内に支給手続きを行いましょ。これを過ぎると申請が受け付けられません。

ご注意下さい!!!

ハローワークにご自分が教育訓練給付制度の対象になるか、必ず確認しましょう。(電話での問合せは受付てもらえません。本人がハローワークへ直接出向かないといけません)

そして、ご自分が受講してみたい講座が教育訓練制度の対象となっているかも確認しましょう。

教育訓練給付金制度、支給対象などの情報は

<http://www.kyufu.javada.or.jp/kyufu/jsp/index.jsp>

